

《 判例研究 》

## 音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例

東京高判令和3年3月18日（令和2年（ネ）第10022号）音楽教室事件

安藤 和宏

### 事実の概要

音楽教室事業者であるXら（原告・控訴人。法人249社と個人2名で構成）が運営する音楽教室では、Xらが法人の場合は当該法人と雇用契約または準委任契約を締結した教師が、Xらが個人の場合はX自らが、Xらと受講契約を締結した生徒に対して、生徒から受講料を收受して、楽器の演奏技術を教授していた。Xらが運営する音楽教室では、1対1の個人レッスンまたは1対最大10名程度以下のグループレッスンという指導形式で、教師と生徒が課題曲を演奏していた。なお、音楽教室の中には、教師が生徒の居宅で1対1の個人レッスンを行うものもあった。

著作権等管理事業法に基づく著作権管理事業者であるY（被告・被控訴人。一般社団法人日本音楽著作権協会）は、Yの管理する著作物の演奏等について、音楽教室や歌唱教室等からの著作権使用料の徴収業務を2018年1月1日から開始することとし、2017年6月7日に文化庁長官に対して、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行った。この規程によると、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の年額使用料は、1施設あたり受講収入算定基準額の2.5%であった。

これに対して、Xらは音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作

音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例〔安藤 和宏〕

権法第22条)に当たらないことなどから、YはXらの音楽教室におけるYの管理楽曲の使用にかかわる請求権(著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権)を有しないと主張して、Yに対して、同請求権の不存在確認を求めた。

本件の主な争点は、以下のとおりである。①音楽教室のレッスンにおける音楽著作物の利用主体(演奏の主体)は、教室内で実際に演奏をしている教師または生徒であるか、あるいは音楽教室を運営しているXら音楽教室事業者であるか、②演奏の主体であると認定された者の演奏が著作権法22条の「公衆に直接…聞かせることを目的として…演奏する」との要件に該当し、演奏権の侵害行為となるか、③2小節以内の楽曲の演奏についても演奏権の侵害行為は生じるか、④音楽著作物を楽譜や録音物に複製することを許諾したことによって、演奏権が消尽し、演奏権を行使することができなくなるか、⑤YがXらに対して演奏権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権を行使することは、権利濫用となるか。

第一審は、①生徒及び教師の演奏のいずれについても演奏の主体を音楽教室事業者であるXらとし、②その演奏は「公衆」である教室にいる生徒に「聞かせる目的」として演奏され、③2小節以内の演奏であっても音楽著作物の利用であるとした上で、④⑤演奏権の消尽および権利濫用等の主張をいずれも排斥して、Xらの請求をいずれも棄却したため、Xらが控訴した。東京高等裁判所は以下の通り判示し、音楽教室における生徒の演奏は、Yが保有する演奏権の侵害行為にならないとして、請求を一部認容した。

## 判決の要旨

### (1) 利用主体について

#### ①一般論

「Xらの音楽教室のレッスンにおける教師又は生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるが、…音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演奏

行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照）。

## ②当てはめ

(i) 「公衆に直接聞かせることを目的として」について

(ア) 「公衆に直接」について

「著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を『不特定又は多数の者』に聞かせることを目的として演奏することに限定しており、『特定かつ少数の者』に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらないとしているところ、このうち、『特定』とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。また、…著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を、演奏行為が相手方に『直接』聞かせることを目的とすることに限定しており、演奏者は面前にいる相手方に聞かせることを目的として演奏することを求めている。さらに、自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる。」

(イ) 「聞かせることを目的」について

「著作権法22条は、『聞かせることを目的』として演奏することを要件としている。この文言の趣旨は、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況ではなかったに

もかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれた状況が生じたからといって（例えば、自宅の風呂場で演奏したところ、たまたま自宅近くを通りかかった行人にそれを聞かれた場合）、これを演奏権の行使とはしないこと、逆に、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況であったにもかかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれなかったという状況が生じたからといって（例えば、繁華街の大通りで演奏をしたところ、たまたま誰も通りかからなかった場合）、これを演奏権の行使からは外さない趣旨で設けられたものと解するのが相当であるから、『聞かせることを目的』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に『公衆』に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当である。」

（ウ）本件について

「前記（ア）及び（イ）によると、演奏権の行使となるのは、演奏者が、①面前にいる個人的な人的結合関係のない者に対して、又は、面前にいる個人的な結合関係のある多数の者に対して、②演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らして演奏者に上記①の者に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる状況で演奏をした場合と解される。…Xらの音楽教室で行われた演奏は、教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない教室か、生徒の居宅であるから、演奏を聞かせる相手方の範囲として想定されるのは、ある特定の演奏行為が行われた時に在室していた教師及び生徒のみである。すなわち、本件においては、一つの教室における演奏行為があった時点の教師又は生徒をとらえて『公衆』であるか否かを論じなければならない。」

（ii）生徒による演奏行為の演奏主体について

「生徒は、Xらとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の

演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又はXらのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者であるXらが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。確かに、生徒の演奏する課題曲は生徒に事前に購入させた楽譜の中から選定され、当該楽譜に被告管理楽曲が含まれるからこそ生徒によってY管理楽曲が演奏されることとなり、また、生徒の演奏は…Xらが設営した教室で行われ、教室には、通常は、Xらの費用負担の下に設置されて、Xらが占有管理するピアノ、エレクトーン等の持ち運び可能ではない楽器のほかに、音響設備、録音物の再生装置等の設備がある。しかしながら、前記（ア）において判示したとおり、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、Xらによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師がXらの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、Xらの顧客たる生徒がXらの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。このことは、現に音楽教室における生徒の演奏が…生徒の居宅でも実施可能であることから裏付けられるものである。以上によれば、生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、Xらは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏をXらがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件は、音楽教室における教師と生徒の演奏が、著作権法第22条に規定する

音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例〔安藤 和宏〕

演奏権の侵害となるかが争われた事件の控訴審である。原審では被告であるJASRACの主張が全面的に認められ、原告である音楽教室事業者の全面敗訴となった。一方、控訴審では、音楽教室における生徒の演奏は、JASRACが保有する演奏権の侵害行為にならないとして、音楽教室事業者の主張が一部認められた。本件には多くの争点が存在するが、本稿では、①音楽教室における生徒による演奏の主体は誰か、②当該演奏は「公の演奏」に当たるのか、という2つの争点に絞って解説する<sup>(1)</sup>。

## 二 検討

### 1. 音楽教室における演奏主体

#### (1) 演奏主体性の判断基準について

本判決は、音楽教室における演奏主体について、ロクラクⅡ事件最高裁判決（最判平成23・1・20民集65巻1号399頁）を参照して、①演奏の対象、②演奏の方法、③演奏への関与の内容、④演奏への関与の程度等を考慮し、誰が音楽著作物の演奏をしているかという判断基準を採用した。一方、原判決は、クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63・3・15民集42巻3号199頁）とロクラクⅡ事件最高裁判決を参照して、①利用される著作物の選定方法、②著作物の利用方法・態様、③著作物の利用への関与の内容・程度、④著作物の利用に必要な施設・設備の提供を考慮し、音楽教室における演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているかという判断基準を採用

---

(1) 本事件の原判決の解説として、安藤和宏「判批」東洋法学64巻3号（2021年）125頁、上野達弘「音楽教室と著作権」Law&Technology 88号（2020年）20頁、橋山阿友子「音楽教室にみる著作権法の諸問題」ジュリスト1547号（2020年）79頁、横山久芳「音楽教室等における著作物の実演をめぐる法律問題」法学教室479号（2020年）57頁、齋藤浩貴「主体論の発展、限界と展望」コピライト716号（2020年）18頁、古川智祥「判批」知財ふりずむ219号（2020年）52頁、土肥一史「音楽教室事件」コピライト711号（2020年）22頁、小泉直樹「音楽教室における音楽著作物の利用主体」ジュリスト1545号（2020年）8頁、譚天陽「音楽教室事件と演奏権」一橋法学19巻3号（2020年）351頁がある。また、控訴審判決の解説として、「判例特報 知財高判令3・3・18〔第4部〕令和2年（ネ）第10022号—『音楽教室』事件一」Law&Technology 92号（2021年）83頁がある。

した。一見すると、本判決は原判決の判断基準を踏襲しているように見えるが、実は大きな違いがある。そして、この差異が音楽教室における生徒による演奏の主体性に対する判断を大きく変えたと思われる。では、本判決と原判決とでは、どのような相違点があるのだろうか。以下、具体的に見てみよう。

まず、原判決ではロクラクⅡ事件最高裁判決と共に、クラブキャッツアイ事件最高裁判決を引用したが、本判決では言及しなかった。周知のとおり、クラブキャッツアイ事件最高裁判決は「管理・支配」と「利益の帰属」の2要件を満たせば、物理的に著作物を利用していない者でも、規範的観点から利用主体性を認めるというカラオケ法理を定立した判決である。原判決では、ロクラクⅡ事件最高裁判決も参照判決として併記しているが、実際にはクラブキャッツアイ事件最高裁判決が定立したカラオケ法理を判断基準として全面的に適用しており、とにかく評判が悪いカラオケ法理への回帰であるという批判がなされていた<sup>(2)</sup>。

一方、本判決では、ロクラクⅡ事件最高裁判決が定立した「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断する」という判断基準を、「複製」を「演奏」に置き換えてそのまま採用している。これは、カラオケ法理ではなく、ロクラクⅡ事件最高裁判決が定立した規範を全面的に適用することを明確にしたものと思われる。これに伴い、行為主体性の判断のための考慮要素は、同判決が掲げている、①演奏の対象、②演奏の方法、③演奏への関与の内容、④演奏への関与の程度に変更されている。

次に重要な相違点として、本判決は「枢要な行為論」を採用しなかったこと

---

(2) 齋藤・前掲注(1)20頁は、「その後に利益をいっていますから、何のことはない、この判決は、カラオケ法理を判断基準として採っているというのが正しい評価だと思います」と指摘する。古川・前掲注(1)64頁は、「『利益を得ているから利用主体として認定すべきだ』という過去のカラオケ法理において陥りがちであった結論先取りの判決となってしまった感が否めない」と述べている。なお、カラオケ法理に対する批判に関しては、大淵哲也「間接侵害(1)一カラオケスナック」著作権判例百選〔第4版〕(2009年)190頁参照。

が挙げられる。枢要な行為論とは、利用行為の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているかという判断基準であり、原判決や Live Bar 事件控訴審判決（知財高判平成28・10・19平成28年（ネ）第10041号）で採用されたものである。枢要な行為論は、ロクラクⅡ事件最高裁判決の「サービス提供者は…複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており…サービス提供者を複製の主体というに十分である」という判示を起源とするが、同判決では規範ではなく、当てはめにおいて使用された考慮要素である<sup>(3)</sup>。

評釈者は、かねてからロクラクⅡ事件最高裁判決の「枢要な行為」は、規範的利用主体論のマジックワードになりうると警鐘を鳴らしていた<sup>(4)</sup>。というのも、原判決や Live Bar 事件控訴審判決が規範的利用主体とされる者による演奏行為に対する関与をすべて羅列し、なぜ当該関与が枢要な行為となるかを具体的に説明せずに、利用主体と結論づけていたからである<sup>(5)</sup>。これは、法的安定性や予測可能性を著しく低下させるものであり、首肯することはできない。

- 
- (3) 上野・前掲注(1)30頁は、原判決について「本判決は、ロクラク判決を参照しつつ、『当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断する』と述べており、『枢要な行為』の有無を決め手としているように読める。同判決が用いた『枢要な行為』というフレーズは、それが斬新で目を引いたせいか、後の裁判例において好んで用いられ、そこでは同判決があたかも『枢要な行為』の有無を決め手として行為主体認定を行ったかのように理解する向き—いわば「枢要」の一人歩き—が散見されるが、それは少なくとも同判決の理解として妥当でないことをあらためて指摘しておきたい」と指摘している。
- (4) 安藤・前掲注(1)143頁、安藤和宏「飲食を提供するライブハウスにおいて演奏者が主催するライブ演奏の主体はライブハウスの経営者であるとして演奏権侵害が肯定された事例」東洋法学60巻3号(2017年)86頁、安藤和宏「侵害主体(6)—ライブハウス」著作権判例百選〔第6版〕(2019年)175頁。なお、前田健「侵害主体論」論究ジュリスト34号(2020年)90頁は、「ロクラク事件最判が示したのは、諸要素を考慮して、誰が支分権該当行為をしているといえるかを判断すべきという点に止まる。これを『枢要な行為』という多義的なマジックワードでいい換えた上で、侵害関与者への責任を肯定する法理として用いることは、適切でない」と述べている。
- (5) ロクラクⅡ事件最高裁判決においても、機器においてアンテナを立てて受信した電波を複製機器に接続させておく行為を複製の実現における枢要な行為とした法的評価に対して疑問が指摘されている。鈴木將文「判批」知財管理61巻10号(2011年)1563頁、平嶋竜太「判批」法とコンピュータ30号(2012年)3頁参照。

したがって、本判決が「枢要な行為論」を採用せずに行爲主体性を判断したことは適切であり、高く評価できる。

このように、本判決はカラオケ法理や枢要な行為論を採用せず、ロクラクⅡ事件最高裁判決が定立した規範をそのまま適用した。この差異が音楽教室における生徒による演奏主体に対する裁判所の判断を大きく変えたと思われる。かねてから批判が多かったカラオケ法理や枢要な行為論と決別し、物理的な利用者による利用行為に対する直接的な関与を重視するというアプローチは、間接侵害の法理として適切なものである。

## (2) 生徒による演奏行為について

次に、本判決がその当てはめにおいて、生徒による演奏の行為主体性について、どのように判断したのかを原判決との比較を通して、詳しく見てみよう。

著作権の間接侵害に関する争点の一つとして、物理的利用主体と規範的利用主体を別人格として捉えた場合、物理的利用主体 (= 生徒) が行った利用行為 (= 演奏) は公衆 (= 生徒) に向けられたものとなり、演奏権侵害を構成することになるが、これが法理論的に正しいかという問題がある。本件の場合、音楽教室事業者が規範的利用主体と認められたとすると、音楽教室における生徒による演奏について、音楽教室事業者が公衆である生徒に向けて演奏しているという法的評価をすることになるが、これが法解釈として適切なのであろうか。

この問題について、本判決は「自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる」として、物理的利用主体を公衆と評価するという法解釈を明確に否定した。本判決に対しては、物理的利用主体と規範的利用主体を別人格として捉える場合、物理的利用主体が公衆と評価されるのは当然の帰結という批判がありそうである。しかし、これは法解釈の限界を超えていると言わざるを得ない<sup>(6)</sup>。法解釈は学者や裁判官がわか

ばいいというものではない。

上記を前提として、本判決は生徒による演奏行為の利用主体性の判断に移る。そして、生徒と音楽教室事業者間で締結した受講契約の内容に着目した上で、生徒の演奏が「生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されて」おり、「音楽教室事業者であるXらが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない」ことを重視する。確かに受講契約に基づき、生徒は受講料の反対給付として、演奏技術の教授を受ける権利を有することになるが、教師から演奏を強制されることはない。

契約上、利用行為を強制できる立場にあるかという観点は、いわゆる「手足論」に通じるものがある。手足論とは、物理的利用主体が他人の手足として利用行為を行う場合、当該他人が規範的利用主体になるという法理論である<sup>(7)</sup>。本判決は、物理的利用主体である生徒の自由意思に委ねられていることを重視している点で、手足論に近い視点で生徒による演奏行為を法的に評価しているといえよう。

さらに本判決は、「Xらによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず…Xらの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない」と判示した。一方、原判決では、課題曲の選定と著作物の利用に必要な施設・設備の提供は、演奏の実現にとって枢要な行為であり、かつXらの管理・支配が及んでいることを重視し、生徒による演奏主体は音楽教室事業者であるとの結論を導いて

---

(6) 橋本・前掲注(1)83頁は、原判決について「生徒を公衆と考えると、生徒の演奏も音楽教室事業者の演奏と同視する本判決の論理に従えば、マンツーマンレッスンの場合、生徒の演奏(=音楽教室事業者の演奏)は、当該生徒(=公衆)に対する演奏ということになる。公衆は行為者以外の者を指すはずであるから、規範的にみて物理的演奏行為者と聴衆は別人格であると捉えることになろう。しかし、自分が自分のために演奏する行為を公衆に対する演奏を評価することは、据わりが悪い」と適切に指摘する。

(7) 手足論については、上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」紋谷先生古稀記念『知的財産法と競争法の現代的展開』(発明協会・2006年)784頁参照。

いる。では、どちらの判断が正しいのであろうか。

まず、楽曲の選定は、生徒による演奏の準備行為であり、演奏に直接関与するものではないため、本判決の判断が正しいだろう。規範的利用主体として認められるためには、演奏行為に直接関与し、管理・支配を及ぼすものでなければならない。カラオケボックスで友人のリクエストによって歌唱したり、コンサートで観客のリクエスト曲を演奏するという例を見ればわかるとおり、課題曲の選定と演奏行為には大きな隔たりがあるため、生徒の演奏に対する直接的な関与を示す事情といえないという評価は適切なものといえる。

そもそも原判決は「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって枢要な行為であることはいうまでもない」と判示するだけで、課題曲の選定がなぜ演奏の実演にとって枢要な行為であるかをまったく説明していない。このような重要な問題について理由をまったく説明せず、「いうまでもない」と片づけることは不親切かつ不適切である。しかも、本判決では、楽曲の選定は準備行為であると一刀両断にされているのである。第一審の裁判官はもっと丁寧かつ説得力のある判示をすべきであったことは、いうまでもない。

なお、ライブハウスの運営者が出演者による演奏の主体となるかが争われた Live Bar 事件控訴審判決では、演奏される楽曲の選定を考慮要素にしていない。この事件では、当該運営者は演奏される楽曲の選定に関与していなかったため、楽曲の選定を考慮要素とすると JASRAC（原告・被控訴人）に不利な判断をせざるを得なくなる。そのため、裁判所はあえて、楽曲の選定を考慮要素から外したものと思料される。一方、原判決では音楽教室事業者が楽曲の選定を行っていたため、あえてこれを考慮要素に組み入れたと思われる。このように、従来の裁判例を見ると、裁判官が自分の結論に合わせて恣意的に変えているとしか思えない。本判決でようやくまともな判断が下されたと溜飲が下がる思いである。

次に、楽器・設備等の提供・設置は、生徒による演奏の環境整備であり、演奏に直接関与するものではないため、本判決の判断が正しいだろう。ロクラク

音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例〔安藤 和宏〕

Ⅱ事件最高裁判決が判示するように「単に演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどま」る行為は、規範的利用主体として認められるには不十分である。このような環境整備を行った者に規範的行為主体性が認められると、レンタル・スタジオや楽器が設置されている公民館、市民センター、市民集会所あるいはマンション等が提供している楽器設置型の共有スペース等の経営者や運営者は、当該施設における演奏の主体となってしまう<sup>(8)</sup>。また、生徒の自宅でレッスンを行う場合、楽器・設備等に対して、音楽教室事業者の管理・支配が及んでいないことにも留意すべきである。

なお、原判決では「音楽教室における音楽著作権の利用による利益は原告らに帰属している」ことを原告らが利用主体である理由の一つに挙げていたが、本判決は「レッスンにおける生徒の演奏についての音楽著作物の利用対価が本件受講契約に基づき支払われる受講料の中に含まれていることを認めるに足りる証拠はないし、また、いずれにしても音楽教室事業者が生徒を勧誘し利益を得ているのは、専らその教授方法や内容によるものであるというべきであり、生徒による音楽著作物の演奏によって直接的に利益を得ているとはいえない」と述べて、真っ向から否定している。

原判決は、「音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれている」と判示するが、これは教師または生徒による演奏に対して、被告が保有する演奏権が働くことを前提としている。本件では、まさに教師または生徒による演奏に対して、被告が演奏権を行使できるのかが争われているのに、被告が権利行使できるという前提で結論を下している。これは完全な循環論法であり、論理が破綻している<sup>(9)</sup>。

---

(8) 安藤・前掲注(4) 66頁以下。橋本・前掲注(1) 82頁も参照。

(9) 日向央「音楽教室の裁判、JASRAC 完全勝訴の判決」情報調査554号(2020年) 71頁は、「[「レッスン料の中に音楽著作物の利用の対価部分が含まれている」との判断は、この争点よりも後に判断を行う『公衆に対する演奏か』『聞かせる目的での演奏か』の2つの争点にいずれも『YES』との判断を行わない限り、することができないはずである」と指摘する。

以上のように、本判決は音楽教室における生徒による演奏の行為主体性について、原判決が採用した判断基準と当てはめを大きく変更し、生徒による演奏の行為主体は音楽教室事業者ではなく、生徒であるという結論を下した。この問題に対する事実認定は正しく、理由付けにも説得力がある。したがって、本判決は原判決の多くの誤りを正したという点で高く評価できるだろう。

ところで生徒による演奏の行為主体が生徒であるとしても、その行為が公衆に向けられたものである場合、演奏権侵害に該当するおそれがある。つまり、生徒による演奏の対象である教師が公衆と評価された場合、著作権制限規定に該当しない限り、JASRAC から権利行使されるおそれがある。この点について、本判決は「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、『公衆に直接（中略）聞かせることを目的』とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される」（下線は評釈者）と判示し、JASRAC は生徒による演奏に対して、権利行使することができないとした。

しかし、この法解釈にはさすがに無理があるだろう。後述するように、本判決では生徒と音楽教室事業者（個人事業者を含む）の関係を「不特定」と認定している。一方で、生徒による演奏は「特定の音楽事業者の教師」に向けられたものであるから、公衆への演奏行為に当たらず、演奏権が働かないという論理構成は理解に苦しむ。生徒と音楽教室事業者（個人事業者を含む）の関係を「不特定」とするのであれば、生徒による演奏は非営利目的であり、生徒は教師から料金を受けておらず、自らも報酬が支払われていないため、著作権法38条1項によってJASRACは権利行使できないという解釈の方が優れているように思われる<sup>(10)</sup>。

---

(10) 橋本・前掲注(1)84頁は、「生徒の演奏の利用主体はあくまでも生徒であり、法38条1項に基づき演奏権は及ばない」と解釈すべきであると指摘する。また、上野・前掲注(1)27頁も「生徒の演奏について、当該生徒だけが演奏主体であると解するならば、演奏権に基づく使用料を原告らに対して請求できないばかりか、生徒の演奏は—それが「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏にあたるとしても—非営利無料の演奏として適法であるため（著作権法38条1項）、演奏権に基づく使用料を請求できないことになるからである」と述べている。

### 三 その他の争点

本判決では、音楽教室における生徒による演奏行為の行為主体は、音楽教室事業者ではなく、あくまでも生徒であるという判断がなされた。このことは高く評価するが、ほかの判示については大きく不満が残るものとなった。まず、Xらと生徒との間に個人的な結合関係がないという判断は納得できない。とりわけ、「Xらと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、生徒は、Xら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である」という判示には、説得力がまったくない。在学契約と受講契約では、同じ法解釈をするのか。つまり、大学生と教員は永遠に公衆という関係なのかという疑問が生じる<sup>(11)</sup>。

音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶかという争点に対する判断も受け入れがたい。本判決は「レッスンにおいては特定の課題曲が演奏されることが決まっているのであるから、特定の2小節が演奏されたとしても、当該部分が課題曲のどの部分であるかは判然としているのであり、課題曲の2小節分が様々な形で連続的・重畳的に演奏されたとしても、それが課題曲の演奏であると認識され、かつ、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴が表現されているとみるのが相当である」と判示し、Xらの2小節以内の演奏には演奏権が働かないという主張を退けた。2小節のフレーズに著作物性があるかどうかは、創作的表現かどうかにかき、それ以上でもそれ以下でもない。

確かに音楽教室においては、生徒が特定の2小節以内の小節のみを繰り返し弾くことはないだろう。したがって、判決のいうとおり、前後の小節を多少の間を挟んで、1回のレッスン内で連続的に演奏されるのであれば、当該小節だ

---

(11) 橋本・前掲注(1)83頁は「受講契約締結時には赤の他人であったが長年の付き合いを経て、親戚付き合い程度に親密となった場合でも、生徒は永遠に『公衆』であり続けることになる」と指摘する。また、上野・前掲注(1)26頁も「幼少期よりレッスンを受けている教師と生徒との関係が数十年継続して特別に親密なものに至ったとしても、『公衆』にあたり続けることになろう」と述べている。

けを切り取り、これを独立したものとして著作物性を否定することは妥当ではない。しかしながら、実態として、教師が特定の2小節以内の小節のみを弾くことはある。その一方で、教師が課題曲を「様々な形で連続的・重畳的に演奏」することはほとんどない。本判決は「レッスンにおいて2小節を単位として演奏が行われるとしても、それは、終始、特定の2小節のみを繰り返し弾くことではなく、2小節で区切りながら、ある程度まとまったフレーズを弾くことが通常である」と指摘するが、そもそも事実認定が誤っていると思われる。

前述したとおり、音楽教室で演奏される2小節以内のフレーズに創作性がなければ、誰でも自由に演奏することができる<sup>(12)</sup>。課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されない場合、当該小節を切り取って、これを独立したものとして、創作性の有無を判断することになる。そして、音楽業界における評釈者の経験に照らすと、2小節以内の小節に創作性が認められることは、ほとんどないと思われる。有名なフレーズを例にして、2小節以内のフレーズでも創作性が認められるという誤った見解が散見されるが、楽曲の著名性と創作性は関係がない。実態から見て、音楽教室における教師による2小節以内の小節の演奏には、原則として演奏権が及ばないと解すべきである。

#### 四 おわりに

本訴訟の当事者である音楽教室事業者とJASRACは、本判決を不服として最高裁判所に上告した。もし本判決が確定すると、JASRACは著作権使用料である受講料収入の2.5%を見直さざるを得ず、苦しい対応を迫られるだろう。なぜなら、受講料収入の2.5%は、教師の演奏だけでなく、生徒の演奏に対する著作権使用料も含まれているからである。音楽教室では生徒の演奏がほとんどを占め、教師の演奏はほんのわずかである。仮に教師の演奏時間が全体の1/10とすると、著作権使用料は受講料収入の0.25%になるはずである。

---

(12) 上野・前掲注(1) 36頁も「ある音楽著作物の2小節以内のみを演奏することが著作物の演奏として著作権侵害にあたるかどうかは、当該2小節以内の音楽が創作的表現として著作物性を有するかどうかに尽きるはずである」と指摘する。

音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例〔安藤 和宏〕

JASRACは徴収額を10～20億円と見込んでいるため、0.25%という料率を適用すると、徴収額は1～2億円となる。これではコストがかかり過ぎるため、JASRACは音楽教室事業者からの使用料徴収を実質的に諦めざるを得ないだろう<sup>(13)</sup>。

評釈者の判例評釈を含めて、原判決に対する批判は極めて多かった<sup>(14)</sup>。とりわけ、音楽教室における生徒による演奏主体を音楽教室事業者とした判断に対しては、厳しい指摘がなされていた。したがって、本判決により、生徒による演奏主体を音楽教室事業者ではなく、生徒とした判断については、多くの法律家が首肯するところであろう。しかしながら、カラオケ法理や枢要な行為論を支持する裁判官が潜在的に存在している可能性は、決して低くない。そのためには、間接侵害の法理論をさらに深化させ、合理的かつ説得力のあるものにする必要があるだろう。

—あんどう かずひろ・東洋大学法学部教授—

---

(13) 上野・前掲注(1) 38頁は「もし生徒による演奏に演奏権が及ばないと解するならば、使用料請求の対象や額には一定の影響があるはずである。なぜなら、一般に、生徒が演奏しないレッスンはないとしても、教師が演奏しないレッスンはあるように思われるところであり、また、教師の演奏時間は生徒より短い場合が多いようにも思われるからである」と指摘する。

(14) 古川・前掲注(1) 61頁は「判決の内容を検討することで、その結論に至るまでの法的な理由付けや事実認定に違和感を感じ、判旨に全面的に賛成できないと感じた者も少なくないであろう。その違和感の原因としては、音楽教室における音楽著作物の利用主体の認定と、その認定を前提とした各争点についての結論先取りとも感じられる事実認定ではないかと思われる」と述べている。日向央「音楽教室の演奏は『聞かせる目的』があるか」情報調査556号(2020年) 77頁は、原判決について「本判決はその全体を通して、法律専門家である裁判官の論証としては誤りが多すぎるため、JASRACを完全勝訴とした判決の結論それ自体が、きわめて疑わしく思われる状況になっている」と指摘する。